



第 1 1 9 号
11 月 12 日
2 0 0 8 年

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市津島中 2-1-1
電 話 086-252-1111 (代)
(内線) 7168
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

職員組合、大学当局へ要求書（4本）提出

岡山大学職員組合は、2008年11月6日（木）2008年12月期の勤勉手当、育児短時間勤務制度の導入、勤務時間の短縮、「非常勤職員」の雇用期間の撤廃、などに関する要求書を大学当局に提出しました。



12月期勤勉手当に関する要求は、人件費の節約分を12月期の勤勉手当に上乗せして欲しいという要求です。育児短時間勤務制度に関する要求は、すでに制度が実施されている公立学校などの公務員とのバランス上早急な導入を求めるものです。勤務時間短縮の要求は人事院勧告などの趣旨を組み入れて早急に勤務時間の短縮を求めるものです。最後の雇用期間撤廃要求は、不合理な「非常勤職員」の雇用期間「3年以内」という規定の撤廃を求めたものです。

以下申し入れ書の全文を転載します。

2008年11月6日
岡大職組申第21号

国立大学法人岡山大学
学長 千葉 喬三 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 中富公一

2008年12月期の勤勉手当に関する要求書

貴職におかれましては日頃から職員組合の活動にご理解をいただいておりますことに、感謝を申し上げます。

つきましては、下記の事項を要求いたしますので、11月14日までに文書にてご回答下さい。

記

要求事項：

2008年度勤勉手当の上乗せをすること。

趣旨：

12月期の勤勉手当の財源については、毎年前年度の業績（決算）を考慮に入れることとしています。昨年度12月期においては一昨年度の人件費剰余金に鑑み全教職員の勤勉手当を一律0.02ヶ月分上乗せしました。

先日公表された2007年度の財務報告によれば、常勤教員給与は前年と比較して1.64億円（1.1%）の減、常勤職員給与は5.27億円の増です。常勤職員給与の増加には、7:1看護に伴う附属病院の看護師の増加を主な要因とする7.23億円の増が含まれており、その分を除けば常勤職員給与は1.96億円（2.1%）の減となると見積もられます。つまり常勤教職員の給与に関しては前年度より3.6億円（1.5%）節約したことであり、年度毎の人件費削減目標1%を大きく上まわっています。

これは教職員の人員削減と実質的な昇給停止（いわゆる現給保障）によって生じたものと考えられ、教職員が従来より少ない人員と少ない給与で法人化による過密業務を首尾よくこなしていることを示しています。この教職員の働きに対して人件費の節約分を12月期の勤勉手当に充てることは理にかなっており、教職員の仕事へのモチベーションを上げることにもなると考えられます。

育児短時間勤務制度の導入に関する要求書



要求事項：

保育短時間勤務制度を早急に導入すること。

趣旨：

昨年「国家公務員の育児休業に関する法律」の改正をうけ、国家公務員については育児短時間勤務制度が実施されています。岡山大学で従来より実施されている育児休業制度、育児部分休業制度、育児休暇制度に加え、この制度が導入されれば、岡山大学職員の働き方の選択肢が増え、子育てと仕事の両立に対してより大きな援助となることは確かです。もし岡山大学においてこの制度の導入が遅れるならば、すでに制度が実施されている公立学校と岡山大学附属の学校園との人事交流の障害になることも危惧されます。以上の観点から育児短時間勤務制度の早急な導入を要求いたします。



勤務時間の短縮に関する要求書

要求項目：

所定労働時間を7時間45分とするよう職員就業規則を直ちに改正すること。

説明：

人事院は8月11日、国家公務員の所定勤務時間の1日15分の短縮を勧告しました。

岡山大学職員組合は2004年の法人化に際して、「公務員時代の休憩時間(30分)を、労働基本法の休憩時間に組み入れて昼休みを1時間とし、所定労働時間を7時間30分とすること」を要求しましたが、法人当局の認めるところとなりませんでした。

さらに組合は2005年に、「所定労働時間を7時間45分とし、昼休み1時間、終業時間17時15分とすること」を提案しました。これは民間企業の所定労働時間全国平均7時間44分から考えても現実性の高いものでした。しかし、これに対しても法人当局は所定労働時間8時間を譲ろうとはしませんでした。

今回の人事院勧告は、組合の提案の合理性を改めて明らかにしたものです。法人当局がこの正当な提案を直ちに実施に移すよう要求するものです。

「非常勤職員」の雇用期間の撤廃に関する要求書



要求事項：

「非常勤職員」の雇用期間「3年以内」を撤廃すること。

趣旨：

本学における非常勤職員就業規則第2条では「3年以内の期間を定めて雇用する」とされています。これは、「非常勤職員」本人にとっても、雇用者である法人にとっても不合理な規定となっています。「非常勤職員」は本来臨時的・季節的な短期の業務に従事する事を趣旨として採用されることが建前でしたが、実際には公務員時代の定員削減と法人化後の人件費削減によって常勤職員の業務を肩代わりする役割を果たしていることも多いのが現実です。また、時限を切った業務でも3年を越える場合があります。これらの場合に、3年間で仕事に習熟し、経験を蓄積したところで雇用が終了し、また新たな「非常勤職員」を雇用して仕事を覚えてもらうのでは効率の低下は免れません。また、「非常勤職員」本人にとっても、仕事への意欲をそがれる事になりかねません。これは、大学における人材活用にとって大きな損失です。以上の観点から、「非常勤職員」の雇用期間「3年以内」を撤廃することを要求いたします。

キャンパス・セクシャルハラスメント・ 全国ネットワーク第14回全国集会報告

笹倉 万里子

第14回全国集会

2008年9月27、28日に大阪の関西大学でキャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク第14回全国集会が行われました。これは、大学で起こるセクシュアル・ハラスメントに関する情報交換を主目的とするキャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークが毎年一度行っている全国規模の会合です。



藤岡淳子氏講演「性暴力加害者と再発防止」

今回は、目玉の全体講演として大阪大学教授の藤岡淳子氏による「性暴力加害者と再発防止」がありました。また、NPO法人「アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク」と共催で「アカハラ・パワハラ・セクハラを含むハラスメント・ガイドラインへの提言」というシンポジウムが開催されました。他に7つの分科会、さらに2日目の昼休憩の時間にはいろいろな団体が作成したハラスメント啓蒙ビデオの上映会と、盛りだくさんの内容でした。

「学生生活を支援」まで含む多彩な分科会

分科会の内容は、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント入門講座」「委員・相談員向け研究体験」「ハラスメント相談制度の課題」「性暴力・セクハラと法・裁判」「学生生活を支援する大学作り」「パワハラの実状と企業の防止対策」「名古屋大学文学部セクシュアル・ハラスメント裁判」でした。



ハラスメントと性差別

ご覧のように、キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークという名前の団体ですが、全国集会ではセクハラだけではなくアカハラ、パワハラ、さらには広く学生生活の支援までを視野にいれた内容となっています。これに関しては、対象をハラスメント全体に広げることによってセクシュアル・ハラスメントに見られる「性差別」の視点がぼやけることを懸念する声もあることはあります。しかし、現実問題としてセクハラとアカハラが混然一体となって発生するケースが多いこと、実際にハラスメント窓口を設置するとセクハラ相談よりアカハラ相談の方が2~3倍ほどあること、アカハラはパワハラの一形態として理解した方が合理的であること、などの理由によりハラスメント全体を扱うように徐々に変わってきているところです。各大学でも、これまでセクハラに関する規定しかなかったところが、ハラスメント全般を防止するように規定を改正するところが増えていきます。

ハラスメント全般を対象にすることで、「性差別」の視点がぼやけるという事態は、今のところあまり見られないと私は感じています。むしろ、アカハラやパワハラがグレーゾーンを残しているのに対し、セクハラは絶対にしてはいけないものとの認識がひろまっていることが各種のハラスメントを扱う上で明確になってきているように思われます。

発達障害に関する知識の乏しさとアカハラ

今回、学生生活支援の分科会があったことには、賛否両論あります。ハラスメント問題が学生生活支援の一部でもあることは間違いなく、その意味で学生生活支援に関する知識を持つことはハラスメント問題を考える上で有益だと思われます。しかし、学生生活支援はあまりにも範囲が大きく、その中にはハラスメント問題が埋もれてしまう可能性は否定できないとの印象を私も受けました。ただ、この分科会での報告にあった、自閉症やさまざまな発達障害に関する知識を大学教員が知らな過ぎるのではないか、それが学生に対するアカハラにつながるという事例も少なくないのではないかと、との指摘は考えさせられるものがありました。



外部委員の重要性

今回、個人的には「ハラスメント相談制度の課題」の分科会にかかわっていました。この分科会では、ハラスメント相談およびその後の調査・処分決定のプロセスについて三つの大学の事例を聞きました。そこでわかったことは、相談員あるいは調査委員会に外部の人を入れることが非常に重要だということです。例えば、相談員には専門のフェミニストカウンセラ、調査委員会には弁護士や外部のハラスメント問題の専門家を入れること、それにより、被害者が安心して相談でき、調査結果を信頼することができることが明確になったと思います。



岡大でも一歩前進を

岡山大学でもこの10月1日から、これまでのセクシュアル・ハラスメント等防止規定をハラスメント防止規定と改正し、パワー・ハラスメントの定義もその規定の中で明確に示すようになっていきます。是非、さらに一歩進んで、外部の人間がハラスメント相談・調査にかかわるような改革を望みたいところです。

最後に、来年度は、この全国集会は9月頃に東京で開催される予定です。

全大教教研集會に参加して

矢田 範夫

9月13～15日、東京・電気通信大学を会場に開催された全大教第20回教研集會に参加し、非正規職員問題をめぐる議論に加わる機会を得た。

昨年度の総務省調査では、労働者人口に占める非正規雇用の割合は33.5%に達しており、若年労働者層に限ればすでに半数を超えていることが明らかになっている。こうした傾向は大学においてはさらに進んでおり、すでに全教職員のうち確実に半数以上が非正規職員（任期付教員、研究員なども含めて）で占められている。大学・高等教育問題をテーマに行われたA4分科会では、今日「高学歴ワーキングプア」（光文社新書）という本がベストセラーになるなど社会問題化しているポストク問題についても報告と討論が行われた。



大学院重点化を機に大量に発生したポストクの受け皿として、劣悪な労働条件の任期付きの教員や研究員が急増している。こうした問題は、従来からの非正規職員問題にとっても大きな影響を及ぼしかねない。

すなわち、教育・研究・医療をになう大学においては有期雇用や任期付き雇用は当たり前であり、成果によって賃金が決まったり雇用が更新されない場合もあることも当然だという意識を、大学構成員の間にもたらすことになるとの指摘もあった。

こうしたA10分科会での議論を背景として、非常勤職員問題分科会（B10）では、本年4月の改正パート労働法施行、8月の人事院による非常勤職員給与に関する「指針」の発出といった非正規職員をめぐる環境変化を受けて、労働組合としてどのように取り組みを進めていくかを中心にさらにつつこんだ議論が行われた。



「蟹工船」が140万部も売れるという情勢の中で、ようやく非正規職員問題が社会的・政治的にも喫緊の課題としてクローズアップされはじめている。今までの組合の中にもやはり根強く残っていた「有期契約だから仕方ない」「非正規とはそういうもの」という発想や、「契約更新されるかどうかは本人の業績・能力の問題」といった自己責任論ではなく、やはり95年日経連プロジェクト報告（「9割を非正規労働者に」と提言）や前記大学院重点化のもとでの将来設計なき博士の量産といった、大学における新自由主義政策の破産した姿としてとらえる必要があると思われる。

大学の労働組合にとって、非正規職員問題への取り組みは避けて通ることができない待ったなしの課題である。

議論をし、方針を出して、積極的な取り組みをすすめていこう。

単組だより ～法文経単組より～

ビール大会が開かれました



今年も恒例のビール大会が、7月23日（水）18:00よりピーチユニオン3階にてソフトボール大会の表彰式を兼ねて開催されました。今年は多くの

皆さまの参加を得て、大変盛り上がりました。ソフトボール大会の優秀監督・優秀選手の表彰式、ピンゴゲーム大会等を行い親睦を深めることができました。

組合旅行の御報告

9月21日（日曜日）に、恒例の組合旅行に行って参りました。参加者は御家族の方を含めて総勢26名。バスガイド付きの貸切バスで瀬戸大橋を渡り、一路徳島を目指しました。最初に鳴門海峡の渦潮を遊覧船に乗って見物しましたが、ちょうど大潮の時期に当り、なかなか壮観でした。

続いて大鳴門橋を渡って、淡路島西岸の丸山地区の浜



辺で観光地引網に挑戦しました。これが結構な力仕事で、時間もかかりましたが、苦勞の甲斐あってタイ・アジ・アナゴ・ツバスなどが網にかかり、予想以上の大

漁でした。地元の漁師やおかみさん方のお世話で獲れた魚を焼いてのバーベキュー昼食となりましたが、この頃より雷鳴が徐々に接近し、遂に土砂降りの雷雨に襲われてしまいました。しばらく仮設テントの下で堪えていたのですが、猛烈な突風に煽られてテントを放棄、全員濡れねずみになってバスの中に退却という破目になってしまいました。

その後、再び徳島側に戻って、大塚国際美術館で世界の名画の複製を鑑賞しましたが、あまりの規模の大きさと絵の多さに、館内をくまなく回り切った方はいらっしやらなかったのではないのでしょうか。最後は瀬戸大橋の与島パーキングエリアに寄って土産物を購入し、家路につきました。

昼食時のハプニングはありましたが、総じて楽しい旅行で、充実した一日を過ごすことができました。ただ、大事には至らなかったものの、天候の見通しに甘さがあり、参加者の皆様に御迷惑をおかけしましたことをお詫び致します。